## 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

| 補助金名      | 災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 費 補 助 金  |   |
|-----------|--|---|
| 発生原因      | 災 害 起 因  | 災害起因ではない  |
| 対象事業      | 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分<br>災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分<br>仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分<br>仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分(災<br>害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)<br>国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬<br>及び処分 | 海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 (漂着ごみ)の収集、運搬及<br>び処分   |
| 補 助 先     | 市町村(一部事務組合、広域連合を含む)  |   |
|           | 指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上  |   |
| 要件        | 降雨:最大 24 時間雨量が 80 mm以上によるもの<br>暴風:最大風速(10 分間の平均風速)15m/sec 以上によるもの<br>高潮:最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等  | 1 市町村(1一部事務組合)における処理量が 150 ㎡以上のもの<br>海岸保全区域外の海岸への漂着<br>通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等  |
| 補 助 率     | 1.   | / 2   |
| 財務局立会     | あり   | なし  |
| 査定会場<br>等 | 原則、災害廃棄物の処理完了後に当該都道府県庁舎において机上査定を行う。(1件しか申請がない場合は申請市町村庁舎で行ってもよい。)<br>諸般の事情により、災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、本<br>省廃棄物対策課に相談のうえ、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確<br>認し、査定を行うこと。   | 原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。(必要に応じ、申請市町村へのヒアリングを実施してもよい。)諸般の事情により、漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、本省廃棄物対策課に相談のうえ、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。 |